

万が一の交通事故に備えよう！



平成19年度

根室市市民交通傷害共済 会員募集

3月1日から
加入受付

交通傷害共済制度とは、市民一人ひとりが会費を出し合い、交通事故に遭われてけが等をされた方に見舞金を給付し、市民相互で助け合う共済制度です。

根室市に住民登録、または外国人登録をしている方であればどなたでも加入できます。万が一の交通事故に備え、ご家族で加入しましょう。

今回は、交通傷害共済制度への加入手続きなどについて、お知らせいたします。

会費の金額は・・・

一般 600円
小・中学生・高校生・乳幼児 400円

※生活保護世帯の会費は、市で負担します。
※準要保護世帯の会費の半額は、市が負担します。

共済期間は・・・

平成19年4月1日（年度途中加入の方は加入承認の日）
から平成20年3月31日までです。

加入申込の方法は・・・

○平成19年度会員は3月1日より加入受付を開始します。
○各学校・町会等から配布される会員台帳に記入し、会費を添えて学校・町会等に申し込みをしてください。
○町会未加入世帯の方は、市役所交通市民生活係（窓口3番）、歯舞・厚床支所で加入を受け付けています。

・幼稚園・保育所児童・小中学生・高校生・幼稚園・学校等で会員台帳が配布されます。
・町会加入世帯は各町会で会員台帳が配布されます。

※一年中いつでも加入申し込みができます。

交通事故に遭い通院をしたときの

見舞金の支給申請は・・・

○申請用紙を市役所交通市民生活係（窓口3番）で請求し、必要な書類をそろえて申請してください。
○道路交通法に規定する車両による運行中の人身事故が、見舞金支給の対象となります。